

議案第 39 号

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 4 年 6 月 6 日 提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例（平成12年宇治市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第2第2号中「又は」を「若しくは」に、「（次号）」を「又は既存住宅に係る長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料（次号）」に改め、同表の備考に次の1号を加える。

- (3) 既存建築物を長期優良住宅として維持保全しようとする場合  
当該建築物の床面積

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（提案理由）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。